



クリーニング・オフについて

法テラス八雲法律事務所 弁護士 是永 克巳
(函館弁護士会所属)

■訪問販売等で、望まない契約をしてしまった場合はどうすればよいでしょうか？

■その対策の一つに、クリーニング・オフという制度があります。クリーニング・オフは、「有効に成立した契約」について、一定の期間内に、「無条件で」その申込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。「無条件で」という点がポイントです。

■個人が消費者として契約する場合には、業者とは知識等の点で対等とはいえない場合が大半です。そのため、消費者が不意打ちで業者と契約した場合に、一定の考慮期間を与えるのがクリーニング・オフです。

■クリーニング・オフの「一定の期間」は、一般的には、契約日を含んだ8日間です。でも、8日間が経過してしまったからとあきらめないでください。消費者契約は、業者が法律の記載要件を具備した契約書を交付して初めて成立するのです。契約書が交付されなければ、「一定の期間」は進行しないのです。

■クリーニング・オフは、不意打ちとなる契約を対象とするので、消費者自ら店舗に向いて行った契約や、通信販売については、原則として認められません。もともと、キャッチセールス等は、不意打ちとなる契約といえ、クリーニング・オフが可能です。

■クリーニング・オフが可能なのか、いつまで可能なのか、クリーニング・オフを行った後の効果はどうなるのか等は、かなり複雑であり、個別・具体的事例ごとに判断する必要があります。また、クリーニング・オフができる期間は非常に短いのです。したがって、望まない契約をしてしまったと思っただけの場合は、すぐに、消費者センターや法律の専門家に相談することを勧めます。

■さて、当事務所でも、消費者トラブルのご相談を含めた各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施しておりますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-13383-18366)」まで相談予約の電話をお寄せください。

八雲警察署からお知らせ

ヒグマとの事故を防ぎましょう!

- 複数で行動し、音で存在を知らせましょう。
- ヒグマの出没情報等に気を付けましょう。
- 残飯や生ゴミの処理には注意しましょう。
- フンや足跡、食べた跡を見つけたら、すぐに引き返しましょう。
- ヒグマに遭遇した場合は、落ち着いて行動しましょう。
- 熊撃退スプレーや熊鈴を携帯しましょう。



ハンドサインでストップ運動

へのご協力をお願いします!

～歩行者とドライバー相互の思いやりで、安全で安心な北海道の横断歩道～



横断歩道を渡る時は、手を上げる等の合図をして、ドライバーに「道路を横断する意思」を伝えましょう。

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110